

○飛行教育各課程等の課目標準について(通達)

平成7年3月30日

海幕教第1394号

改正

平成8年7月5日 海幕教第3149号(第1次改正)	平成8年9月20日 海幕教第4285号(第2次改正)
平成9年3月10日 海幕教第1956号(第3次改正)	平成9年3月28日 海幕教第2127号(第6次改正)
平成9年4月22日 海幕教第1956号(第5次改正)	平成9年5月7日 海幕教第3149号(第6次改正)
平成10年1月30日 海幕教第494号(第7次改正)	平成10年5月11日 海幕教第2297号(第8次改正)
平成13年3月16日 海幕教第1619号(第9次改正)	平成13年4月11日 海幕教第2306号(第10次改正)
平成13年5月24日 海幕教第3232号(第11次改正)	平成14年3月20日 海幕教第1544号(第12次改正)
平成14年8月2日 海幕教第4317号(第13次改正)	平成15年5月29日 海幕教第3149号(第14次改正)
平成16年2月23日 海幕教第1071号(第15次改正)	平成17年3月31日 海幕教第1928号(第16次改正)
平成18年8月31日 海幕教第2214号(第17次改正)	平成19年3月26日 海幕教第2121号(第18次改正)
平成20年3月31日 海幕教第2438号(第19次改正)	平成21年12月31日 海幕教第9552号(第20次改正)
平成22年3月31日 海幕教第2791号(第21次改正)	平成22年9月27日 海幕教第7659号(第22次改正)
平成23年3月30日 海幕教第2714号(第23次改正)	平成23年5月31日 海幕教第4201号(第24次改正)
平成24年3月30日 海幕教第2885号(第25次改正)	平成25年3月6日 海幕教第2290号(第26次改正)
平成26年3月11日 海幕教第2304号(第27次改正)	平成27年3月23日 海幕教第117号(第28次改正)
平成27年6月26日 海幕教第297号(第29次改正)	平成27年11月6日 海幕教第746号(第30次改正)
平成28年3月25日 海幕教第194号(第31次改正)	平成29年3月16日 海幕教第156号(第32次改正)
平成30年3月19日 海幕教第165号(第33次改正)	令和2年9月30日 海幕教第489号(第34次改正)
令和3年1月20日 海幕教第12号(第35次改正)	令和3年3月31日 海幕教第149号(第36次改正)
令和4年3月29日 海幕教第2215号(第37次改正)	

海上幕僚長から自衛艦隊司令官教育航空集団司令官あて

飛行教育各課程等の課目標準について(通達)

標記について、海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達(昭和42年海上自衛隊達第31号)第9条の規定に基づき、別冊のとおり定め、平成7年4月1日から実施する。ただし、航空学生基礎課程、固定翼基礎課程(前期)、計器飛行(固定翼)課程、計器飛行(回転翼)課程、回転翼基礎課程及び航空士戦術(実用機)課程は試行する。また、改正前の各課程を履習中の学生の教育については、当該課程が終了するまでの間、従前の例による。

なお、別紙に示す通達は、平成7年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙〔省略〕

別冊〔省略〕